令和８年（フ）第４号
栃木県大田原市加治屋94番地254　レオパレススティール202号室、前住所栃木県矢板市泉475番地２
破産者　鈴木　駿太
１　決定年月日　令和８年11月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所大田原支部

令和８年（フ）第４３号
栃木県大田原市上奥沢415番地　市営東雲団地142号
破産者　谷田　恭子
１　決定年月日　令和８年11月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所大田原支部

令和８年（フ）第７１号
千葉県茂原市ゆたか18番地８　アバンダント101
破産者　田中　　豊
１　決定年月日　令和８年11月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所一宮支部破産係

令和８年（フ）第７２号
千葉県勝浦市平田63番地　ハイツ藤110号
破産者　菅根　久雄
１　決定年月日　令和８年11月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所一宮支部破産係

令和８年（フ）第６６８号
東京都清瀬市野塩五丁目290番地２キッコーマス４－103号
破産者　柏木　　覚
１　決定年月日　令和８年11月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第１５５２号
東京都八王子市万町916番地10田口ハイツ102号
破産者　志村　流斗
１　決定年月日　令和８年11月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第１７８９号
横浜市旭区都岡町80番地３
破産者　北斗軌道工業株式会社
１　決定年月日　令和８年11月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第９５号
富山県高岡市源平町60番地
破産者　株式会社ワキチシステム
１　決定年月日　令和８年11月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
富山地方裁判所高岡支部

令和７年（フ）第３６８号
静岡県沼津市市道町15番16号
破産者　有限会社高島屋
１　決定年月日　令和８年11月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

令和７年（フ）第３７０号
静岡県沼津市市道町９番22号
破産者　亡渡辺一平相続財産
１　決定年月日　令和８年11月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

令和７年（フ）第１９８号
静岡県浜松市中央区佐鳴台一丁目７番44号
破産者　有限会社嶋野
１　決定年月日　令和８年11月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

令和８年（フ）第８４号
徳島県徳島市川内町沖島259番地の６
破産者　株式会社たかぎストアー
１　決定年月日　令和８年11月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
徳島地方裁判所民事部

令和８年（フ）第７９号
宮崎県日向市伊勢ケ浜45番地
破産者　有限会社善進
１　決定年月日　令和８年11月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宮崎地方裁判所延岡支部

破産手続廃止及び免責許可決定

令和８年（フ）第１０２号
沖縄県豊見城市字名嘉地９番地２　コーポ名嘉地303号
破産者　當山　実正
１　決定年月日　令和８年10月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所民事第３部

令和８年（フ）第７６号
沖縄県那覇市真嘉比１丁目26番３号　カーサＡ・Ｇ201
破産者　大場美和子（旧姓小倉）
１　決定年月日　令和８年10月29日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所民事第３部

令和８年（フ）第１１６号
沖縄県浦添市大平２丁目16番７号　２Ｆ
破産者　仲里悠之介
１　決定年月日　令和８年10月29日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所民事第３部

令和８年（フ）第２８６号
沖縄県那覇市金城５丁目12番地12　Ｈａｒｅ３階、住民票上の前住所鹿児島県鹿児島市田上２丁目20番20号
破産者　楠田　建太
１　決定年月日　令和８年10月29日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所民事第３部

令和８年（フ）第７４号
大阪市西成区花園北１丁目10番13―901号
破産者　幾島　一智
１　決定年月日　令和８年11月２日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所破産係

令和８年（フ）第２５６号
奈良市窪之庄町42番地の１
破産者　山本　佳伸
１　決定年月日　令和８年11月２日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所破産係

令和８年（フ）第９８１号
札幌市北区新琴似３条11丁目10番25号
破産者　奥田　忠一
１　決定年月日　令和８年11月４日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第５４号
秋田県能代市能代町字赤沼２番地15
破産者　竹島　孝元
１　決定年月日　令和８年11月４日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所能代支部